

愛媛県再生可能エネルギー導入促進調査検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 2050年の脱炭素社会の実現に向け、新たに県地球温暖化対策実行計画に盛り込む再生可能エネルギー導入目標を設定するための基礎調査の実施に関し、専門的及び総合的立場から必要事項を検討するため、愛媛県再生可能エネルギー導入促進調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議・検討を行う。

- (1) 再生可能エネルギー導入の現状や課題に関する事項
- (2) 温室効果ガス排出量の推計に関する事項
- (3) 再生可能エネルギー導入量の推計に関する事項
- (4) その他再生可能エネルギー導入目標等の設定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織し、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 産業関係者
 - (3) 市町関係者
 - (4) エネルギー供給関係者
 - (5) エネルギー消費者
 - (6) 行政関係者
- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員が互選する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、必要があるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、書面で意見を提出することができる。

(解散)

第5条 委員会は、その職務を達成したときに解散する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、県民環境部環境局環境政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月6日から施行する。